

# 緊急時等対応マニュアル

特定非営利活動法人 「星とたんぽぽ」

児童発達支援・放課後等デイサービス「星とたんぽぽ」

児童発達支援・保育所等訪問支援「星とたんぽぽいっぽずつ」

## 【1】 緊急時の基本的な考え方

緊急時とは、サービス提供時に発生した利用者の健康状態・病状の急変、生命の危険等が生じる場合をいう。障がい児通所支援サービス事業における従事者の場合、発達に特性のある利用者を対象としている業務内容からも緊急を要する事故の発生に備えて、事前にその対応方法及び手順を周知徹底し、適切に対処することが求められる。

## 【2】 事故発生防止のための取り組み

(安全な環境を確保するための配慮点等)

安全な環境を確保するため、児童の年齢（発達とそれに伴う危険性等）場所（トイレ・廊下等）活動内容（活動に伴う危険性等）に留意し、事故の発生防止に取り組む。

特に、以下の場面においては重大事故が発生しやすいため注意事項を踏まえて対応する。

### ① 誤嚥（おやつ）

職員は児童の食事に関する情報（租借・嚥下機能や食行動の発達状況・喫食状況）について共有する。また、おやつ、食事の前には、当日の児童の健康状態について情報を共有する。食事中に誤嚥が発生した場合、迅速な気付きと観察、救急対応が不可欠であることに留意し、児童の食事の様子を観察する。特に食べている時には継続的に観察する。

### ② 誤嚥（玩具、小物等）

口に入れると、窒息の危険性がある大きさ、形状の物を飲み込む可能性がある児童（特に未就園児）については、特に注意をする。誤嚥につながる物を身につけていたり、持っていたりする場合もあり、これらの除去については、保護者と相談し対策を講じる。

### ③ 食物アレルギー

契約時に確認を行い、職員間で共有する。活動内容によって食事を行う場合（クッキング等）事前に保護者に食物アレルギーを確認した上で療育にあたる。

## 【3】 事故の発生防止に関する点検等の実施

- ・安全点検簿を基に環境整備に取り組む。
- ・ヒヤリハット報告の収集・分析・周知・共有から重大事故防止に取り組む。
- ・管理者は事故防止対策について、職員に周知し、職員は事故防止対策を踏まえて療育にあたる。

## 【4】 緊急連絡先等の整備

### ① 緊急連絡先一覧の作成

緊急時に備えて、素早く対応できるように、利用者の家族、主治医等を記載した緊急連絡先一覧を作成しておく。

### ② 医療情報の記録表の作成

緊急時の運送先が、主治医の病院とは限らないので、やむを得ず搬送先に同行した場合に

は、出来る限り担当医に対して、現在保有している利用者の正確な医療情報を伝えなければならぬので、事業所から当該病院に FAX を送付することができるよう、次のような医療情報を整理しておく。

- ・過去の疾患及び現在治療中の疾患
- ・服用している医薬品等
- ・アレルギー情報等

③ 職員の緊急連絡網

- ・職員間で緊急連絡網を作成しておく。

## 【5】 緊急時の対応

(緊急連絡)

- ① 状態に応じて主治医に連絡又は 119 番通報する。
- ② 保護者に連絡する。
- ③ 必要に応じて、他の利用者に状況を説明し落ち着かせる。
- ④ 理事長・所長・管理者・児童発達支援管理者に連絡し、対応を協議する。

(119 番通報)

- ① 救急車が迅速に到着できるように、事前に目標となる建造物等、事業所の案内方法を想定しておく。
- ② 利用者の状態を簡潔明瞭に伝える。
  - ・意識（意識がない・反応が鈍い・呂律が回らないなど）
  - ・呼吸（呼吸がない・窒息・呼吸が速い・遅い・弱いなど）
  - ・誤飲異食（口内の異物の有無・飲食した物と量・経過時間など）
  - ・転倒転落（出血・打撲の部位・程度・疼痛の有無、意識など）
  - ・発熱（体温・発汗・寒気の状態）
  - ・吐血・下血（色・量・回数等）
  - ・頭痛（激痛か？吐き気・しびれ・麻痺・言語障害の有無）
  - ・胸痛（激痛か？呼吸はどうか？）
  - ・腹痛（下痢便秘の有無・排尿の状況・吐き気など）

※状態を記録する。

(応急処置)

医療行為はできないが、状況に応じて可能であれば、次の一般的な処置を行う。

- ・口腔内の異物等の確認及び除去
- ・気道の確保
- ・人工呼吸
- ・心臓マッサージ
- ・止血

・状況に応じ、近くに AED があれば対応  
(救急車の誘導と到着後の対応)

- ① 道路に出て、救急車を誘導する。
- ② 利用者の状態を落ち着いて説明する。
- ③ 状況を詳しい者が救急車に同乗する。

## **【6】 結果の報告・記録**

- ① 対応結果について、保護者に報告する。対象児童以外の保護者についても、事故の概要を説明できるようにしておく。事故当日以降の利用・療育の内容を確認する。
- ② 緊急事態又は事故の発生から対応までの一連の経緯について記録する。特に事故については、この記録に基づき、事故の要因分析や具体的な再発防止策を検討・実施していくことになるので、職員の記憶の定かな早い段階での確実な事実の確認と記録が求められる。
- ③ 対応手順に問題がないか等を検討し、以後の対応をさらに向上させる事例として活用する。

## **【7】 事故の再発防止のための取り組み**

管理者、児童発達支援管理責任者及び地方自治体は、死亡事故等の重大事故が発生した場合に事故後の検証を行ったうえで、これまでの取り組みについて改善すべき点を検討し、重大事故の再発防止の取り組みについて、以下に留意し実施する。

・再発防止策の策定

すでに発生した事故が防げるものだったのか、今後、類似事故の発生防止のために何をすべきか、という視点で具体的に再発防止策の検討を行う。

策定した再発防止策については、既存の「事故防止及び発生時対応マニュアル」に確実に反映させるとともに、その後の取り組み状況に応じて、随時見直しを図る。

・職員等への周知徹底

発生した事故について、再発防止策を職員全員に周知するとともに、必要に応じて保護者とも共有を行う。

(附則) このマニュアルは令和6年4月1日より施行する